

定 款

一般財団法人 道路交通情報通信システムセンター

(凡例 []内は、編集注記)

定 款

[平成25年4月1日 作成]
[平成26年6月12日 変更]
[平成26年9月1日 変更]
[令和4年6月16日 変更]

[目次]

第1章	総則（第1条・第2条）	5頁
第2章	目的及び事業（第3条・第4条）	5頁
第3章	財産及び会計（第5条～第9条）	6頁
第4章	評議員（第10条～第13条）	7頁
第5章	評議員会（第14条～第20条）	8頁
第6章	役員及び会計監査人（第21条～第28条）	9頁
第7章	理事会（第29条～第34条）	11頁
第8章	委員会（第35条）	12頁
第9章	会員（第36条）	12頁
第10章	事務局（第37条）	12頁
第11章	定款の変更及び解散（第38条～第40条）	12頁
第12章	補則（第41条）	13頁
第13章	公告の方法（第42条）	13頁
附 則		13頁

第1章 総則

（名称）

- 第1条 この法人は、一般財団法人道路交通情報通信システムセンター（以下「センター」という。）と称する。
- 2 センターの英文名は、Vehicle Information and Communication System Centerとする。

（事務所）

- 第2条 センターの主たる事務所は、東京都中央区に置く。
- 2 センターは、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目的）

- 第3条 センターは、ドライバーのニーズに即した道路交通情報をデジタル情報として体系的に収集、処理、編集し、通信・放送メディアを用いて車載装置に送信する道路交通情報通信システムの開発及び運用を行い、ドライバーに的確な情報を提供することにより、安全で快適な道路交通環境の確立に寄与し、もってゆとりのある国民生活の実現と社会経済の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 道路交通情報の収集、処理、編集及び通信・放送メディアによる提供
- (2) 道路交通情報通信システムに関する知的財産権の維持及び管理
- (3) 道路交通情報通信システムに関する普及促進
- (4) 道路交通情報通信システムに関する調査及び研究
- (5) 道路交通情報通信システムに関する技術の開発
- (6) 前5号に掲げる事業に関する業務の受託
- (7) 道路交通情報通信システムに関する国内外の情報収集及び関係機関・団体との交流
- (8) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。ただし、同項第4号、第7号及び第8号の事業については、海外においても行うことができるものとする。

第3章 財産及び会計

(基本財産等)

第5条 センターの財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、センターの目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理をしなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第6条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 センターの事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告

(剰余金の分配の禁止)

第9条 センターは、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 センターに、評議員20人以上30人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

- 2 選定委員会は、評議員1人、監事1人、事務局員1人、次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の合計5名で構成する。
- 3 選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) センター又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とセンター及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、

外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

- 7 選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第13条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会の都度選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第21条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 3人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事、3人以内を常務理事とする。

3 前項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 センターに、会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第22条 理事及び監事（以下、役員という。）並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第25条 会計監査人は、法令で定めるところにより、センターの貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。

4 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

5 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

6 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決

議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第27条 理事又は監事は、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務の執行を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第28条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

- 2 監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 3 理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事がこれに当たる。理事長と専務理事のいずれもが欠け又は事故あるときは、出席した理事の互選で議長を定める。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第35条 センターに、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、センターの事業の円滑な遂行を図るため、調査、研究し、その結果を理事会に報告する。
- 3 委員会の設置、組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 会員

(会員)

第36条 センターに、会員を置くことができる。

- 2 会員は賛助会員及び特別会員の2種類とする。
- 3 賛助会員は、センターの目的に賛同し、会費を納付する団体又は個人とする。
- 4 特別会員は、センターの事業に関して功労のあった者又は学識経験者等で理事会において推薦されたものとする。
- 5 会員及び会費に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第37条 センターに、事務局を置く。

- 2 事務局には、センターの事務を処理するため、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の決議を経て理事長が、事務局職員は理事長がそれぞれ任免する。
- 4 事務局に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第39条 センターは、基本財産の滅失によるセンターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第12章 補則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次の通りとする。
代表理事 渡辺捷昭、古賀光彦
業務執行理事 楠本孝、安成知文
- 4 この法人の最初の評議員は、次の通りとする。
安達竹美、和泉公比古、井口雅一、泉堅二郎、織田心也、加古一、川島祐治、木

田泰、城處求行、久保田啓一、小松晃、齊藤忠夫、須山寛、高木俊幸、高羽禎雄、竹村純、玉造敏夫、任田信行、温井直樹、甕昭男、森敬一、山口育生、山内孝、横山昭二、脇友博

5 この法人の最初の監事は、次の通りとする。

稲葉清毅、菊地敦子、嶋津昭

6 この法人の最初の会計監査人は、次の通りとする。

新日本有限責任監査法人

附 則

この変更は、平成26年6月12日から施行する。

附 則

この変更は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（令和4年6月16日）

この変更は、令和4年6月16日から施行し、第8条、第25条及び第28条の変更は、令和4年4月1日に始まる会計年度から適用する。